「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」の一部改正に関する意見募集について

令 和 ８ 年 ３ 月 ３１ 日
物流・自動車局貨物流通事業課

国土交通省では、令和８年１月 26 日（月）から２月 24 日（火）までの期間において、「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」の一部改正に関する意見募集を行いました。

その結果、本件に関して、２の個人・団体から３件の御意見が寄せられました。

寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
1.	旅客だけを協議対象に残し、荷主を除外するのは不均衡である。関係自治体・事業者・住民を含め、荷主も協議に加える形に整理し直すべき。	事業者が過疎地域以外で貨客混載を行うためには、地域の関係者による協議が整っていることが必要となりますが、地域の関係者のうち「地域の物流網の維持の観点から荷主を代表する者」について、地域によっては荷主を代表する者が不明確である、Eコマースの運送需要が増加する中で地域外の荷主の貨物を運送する場合もあるといった運用上の課題が確認されたことから、今般の改正により、「地域の物流網の維持の観点から荷主を代表する者」への協議を不要とするものです。 他方で、「地域の交通網の維持の観点から旅客を代表する者」に関しては、こうした運用上の課題は確認されていないことから、引き続き協議の対象とすべきものと整理したものです。 よって、原案とさせていただきます。
2.	災害・有事下においても、誰もが運送サービスを利用できる体制を守るため、公共事業として需要・供給の両面から協議を進め、協議対象に荷主の代表と利用者を含めるべきではないか。	

※本改正案と直接の関係がないため掲載しなかったご意見につきましても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。